

# 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入のしかた

## ◎税額通知に載っている従業員の方について、退職・休職・転勤等の異動により特別徴収が継続できなくなった場合

→異動があった日の翌月10日までに下図の異動届出書（提出書類1枚目の書式）をご提出ください。  
未徴収の税額をどのように納めるかによって、記入内容が異なります。当てはまるケースをご確認ください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

令和 年 9 月 10 日提出		所在地 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1		特別徴収番号 777777	
氏名又は名称 ○×株式会社		氏名 ○×株式会社		所属 経理課	
個人番号 9999999999999999		個人番号 9999999999999999		氏名 越谷 ○子	
氏名 埼玉 ○恵		特別徴収税額 (年税額) 76,300		異動年月日 5 年 8 月 25 日	
生年月日 昭和40年 1 月 1 日		徴収済額 (年税額) 19,600		未徴収税額 (ア)-(イ) 56,700	
個人番号 2222222222222222		6 月から 8 月まで		9 月から 5 月まで	
1月1日現在の住所 越谷市○×		11 月から 6 月まで		12 月から 5 月まで	
異動後の住所 草加市××-○		76,300		19,600	
1.特別徴収継続の場合		2.一括徴収の場合		3.普通徴収の場合	
特別徴収継続番号		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
所在地		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
氏名又は名称		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
理由		理由		理由	

### 【すべてのケースで共通の記入内容】

- ①賦課期日（1月1日）の住所を記載してください。  
また、賦課期日以降に住所の異動があった場合は、下の段に最新の住所を記載してください。
- ②(ア) 特別徴収税額通知書に記載されている「特別徴収税額」を記入してください。  
(イ) 何月から何月まで、合計でいくら徴収したかを記入してください。  
(ウ) (ア) - (イ) の金額を記入してください。
- ③異動のあった日を記入してください。
- ④特別徴収税額通知書に記載されている番号を記入してください。
- ⑤この届出を記入された方の連絡先等を記入してください。
- ⑥該当する番号を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

令和 年 12 月 10 日提出		所在地 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1		特別徴収番号 777777	
氏名又は名称 ○×株式会社		氏名 ○×株式会社		所属 経理課	
個人番号 9999999999999999		個人番号 9999999999999999		氏名 越谷 ○子	
氏名 埼玉 ×子		特別徴収税額 (年税額) 76,300		異動年月日 5 年 11 月 30 日	
生年月日 昭和50年 1 月 1 日		徴収済額 (年税額) 38,500		未徴収税額 (ア)-(イ) 37,800	
個人番号 2222222222222222		11 月から 6 月まで		12 月から 5 月まで	
1月1日現在の住所 越谷市○×		76,300		38,500	
異動後の住所		38,500		37,800	
理由		理由		理由	

### A)退職等の異動で、未徴収税額を個人(普通徴収)で納付する場合

- ⑥「1」（退職）を記入してください。
- ⑦「3」（普通徴収）を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 年 12月 10日 提出		所在地 平 343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	特別徴収義務者 777777
越谷市長宛		フリガナ マルバウ カブシキカイシャ	宛先番号 7
氏名又は名称 ○× 株式会社		担当 経理課	所属 越谷 ○子
個人番号 9999999999999999		担当者 越谷 ○子	電話 048-964-2111 内線 ( 123 )
氏名 サイタマ マツコ	フリガナ マツコ	特別徴収税額 (年税額) (7) 76,300	徴収済額 (イ) 6月 11月 38,500
生年月日 昭和50年 1月 1日	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 37,800	異動年月日 5年 11月 30日
個人番号 2222222222222222	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 37,800	異動の事由 1 退職、異動、長年継続、給与支払小額・不定期給与等の事由
受給番号	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 37,800	異動後の未徴収税額の徴収方法 2 一括徴収
1月1日現在の住所 越谷市○×	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 37,800	異動後の未徴収税額の徴収方法 3 普通徴収 (本人徴収)
異動後の住所	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 37,800	異動後の未徴収税額の徴収方法
1.特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号	法人番号
新しい勤務先		所在地	担当 氏名
フリガナ		氏名又は名称	電話番号
氏名又は名称		電話番号	内線 ( )
2.一括徴収の場合		徴収予定月日 12月 25日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 37,800
理由		1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2.異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
3.普通徴収の場合		1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2.令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
理由		1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2.令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3.異動による退職であるため		1.退職、特・普	2.退職不要 (他市・新・普・別特・例月)
理由		1.退職、特・普	2.退職不要 (他市・新・普・別特・例月)
3.退職不要 (他市・新・普・別特・例月)		1.別保管写 (原本 月更更新)	2.他年度処理不要 (新・普・別特・例月一括)
4.その他別保管		1.一括メモ ( 月 )	2.返済 (会社・関与先)
5.同封物あり (給保・名変・納付)			

㉑退職等の異動で、未徴収税額を一括徴収し納入する場合

- ⑥該当する番号を記入してください。
- ⑦「2」(一括徴収)を記入してください。
- ⑧一括徴収した税額を何月分(翌月10日納入期限分)で納入するか記入してください。

★1月1日～4月30日の間に退職した人に未徴収税額がある場合には一括徴収によることが義務付けられています。また、これ以外の期間についても、本人から申出があれば一括徴収が可能です。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 年 9月 10日 提出		所在地 平 343-0213 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	特別徴収義務者 777777
越谷市長宛		フリガナ マルバウ カブシキカイシャ	宛先番号 8
氏名又は名称 ○× 株式会社		担当 経理課	所属 越谷 ○子
個人番号 9999999999999999		担当者 越谷 ○子	電話 048-964-2111 内線 ( 123 )
氏名 サイタマ マルコ	フリガナ マルコ	特別徴収税額 (年税額) (7) 76,300	徴収済額 (イ) 6月 8月 19,600
生年月日 平成4年 11月 1日	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 56,700	異動年月日 2023年 9月 1日
個人番号 3333333333333333	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 56,700	異動の事由 2 退職、異動、長年継続、給与支払小額・不定期給与等の事由
受給番号	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 56,700	異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続
1月1日現在の住所 越谷市越ヶ谷○×-×	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 56,700	異動後の未徴収税額の徴収方法 2 一括徴収
異動後の住所	特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済額 (イ)	未徴収税額 (7)-(イ) (ウ) 56,700	異動後の未徴収税額の徴収方法 3 普通徴収 (本人徴収)
1.特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号	法人番号
新しい勤務先		所在地	担当 氏名
フリガナ		氏名又は名称	電話番号
氏名又は名称		電話番号	内線 ( )
2.一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
理由		1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2.異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
3.普通徴収の場合		1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2.令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
理由		1.異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2.令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3.異動による退職であるため		1.退職、特・普	2.退職不要 (他市・新・普・別特・例月)
理由		1.退職、特・普	2.退職不要 (他市・新・普・別特・例月)
3.退職不要 (他市・新・普・別特・例月)		1.別保管写 (原本 月更更新)	2.他年度処理不要 (新・普・別特・例月一括)
4.その他別保管		1.一括メモ ( 月 )	2.返済 (会社・関与先)
5.同封物あり (給保・名変・納付)			

㉒転勤等により新事業所で特別徴収を継続する場合

- ⑥「2」(転勤)を記入してください。
- ⑦「1」(特別徴収継続)を記入してください。
- ⑨新しい特別徴収義務者に確認の上、記入してください。不明な場合は記入せず、新しい特別徴収義務者に送付し記入してください。
- ⑩新しい特別徴収義務者に連絡の上、月割額と徴収開始月を記入してください。徴収開始月が不明の場合は記入は不要です。